給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第７号

広島市西区鈴が峰町17番10―203号
再生債務者　小田　　聖
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月30日まで
平成28年５月２日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再ロ）第３号

沖縄県沖縄市字古謝273番地３　丸勝マンション７－Ｅ
再生債務者　福地　正実（旧姓福地）
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月30日まで
平成28年５月２日　那覇地方裁判所沖縄支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第６号

高知県南国市大埔甲2417番地35
再生債務者　村田　康二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月２日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２７年（再ロ）第７号

高知県南国市大埔甲2417番地35
再生債務者　村田　美紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年５月２日
高知地方裁判所民事部個人再生係

厚生労働省共済組合定款の一部変更について

厚生労働省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。
平成 28 年３月 31 日
厚生労働省共済組合代表者
厚生労働大臣　塩崎　恭久

第13条第１号中「(法第124条の３の規定により職員とみなされた者を含む。)で厚生労働省及びその所管する行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第４項に規定する行政執行法人をいう。)以外の独立行政法人（同条第１項に規定する独立行政法人をいう。)のうち法別表第二に掲げるものに属する者」を「で厚生労働省に属する者」に改める。

第15条を次のように改める。

第15条　削除

第18条第２号中「施行令第11条の３の４」を「国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。)第11条の３の４」に改める。

第24条中「第２項及び第３項」を「第４項及び第５項」に、「第69条」を「第69条第１項」に改める。

第31条第１号中「被扶養者」の次に「(以下この号において「組合員等」という。)」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の次に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改める。

第32条第１項の表中「$\frac{45.50}{1,000}$」を「$\frac{43.50}{1,000}$」に、「$\frac{5.31}{1,000}$」を「$\frac{5.39}{1,000}$」に、「$\frac{42.96}{1,000}$」を「$\frac{41.27}{1,000}$」に、「$\frac{48.04}{1,000}$」を「$\frac{45.73}{1,000}$」に、「$\frac{91.00}{1,000}$」を「$\frac{87.00}{1,000}$」に、「$\frac{10.62}{1,000}$」を「$\frac{10.78}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{45.50}{1,000}$」を「$\frac{43.50}{1,000}$」に、「$\frac{5.31}{1,000}$」を「$\frac{5.39}{1,000}$」に、「$\frac{48.04}{1,000}$」を「$\frac{45.73}{1,000}$」に改める。

別表中「厚生労働本省（中央労働委員会（地方事務所を除く。)」の次に「、独立行政法人労働者健康安全機構」を加え、「労働安全衛生総合研究所支部」の項を削る。

附　則

1　この変更は、平成28年４月１日から施行する。
2　変更後の第32条第１項及び第２項の規定は、平成28年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
3　労働安全衛生総合研究所支部の廃止に伴う当該支部の残余事務の処理は、厚生労働本省支部において行うものとする。

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び第78条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．基金の名称　ヤマキ企業年金基金
2．事務所の所在地　愛媛県伊予市米湊1698-6
3．理事長の氏名及び住所　城戸　善浩　東京都渋谷区代々木5-35-8-301
4．実施事業所の名称及び所在地　ヤマキ株式会社　愛媛県伊予市、ヤマキ株式会社東京支社　東京都千代田区
5．設立認可年月日　平成28年４月１日
6．消滅した厚生年金基金の名称及び所在地　ヤマキ厚生年金基金　愛媛県伊予市米湊1698-6

平成 28 年５月 16 日
愛媛県伊予市米湊1698-6
ヤマキ企業年金基金
理事長　城戸　善浩

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年三月二十三日
掲載頁　三十六頁（号外第六十四号）

(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年三月三十日
掲載頁　一七三頁（号外第七十二号）

平成二十八年五月十六日
東京都中央区築地五丁目五番一二号
(甲) 株式会社電通イーマーケティングワン　代表取締役　石川　　浩
東京都港区東新橋一丁目八番一号
(乙) 株式会社ネクステッジ電通　代表取締役　杉浦　友彦

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十八年七月一日（但し、本件合併は、Ｚと株式会社ランテイスとの間の平成二十八年四月二十二日付吸収分割契約書にかかる吸収分割の効力の発生を停止条件として、その効力が発生するものとします。）であり、甲は会社法第七九九条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、Ｚの株主総会決議は平成二十八年六月十七日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十八年四月二十八日
掲載頁　五頁

(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月二十三日
掲載頁　六十九頁（号外第一三九号）

平成二十八年五月十六日
東京都渋谷区広尾一丁目三番一四号
(甲) 株式会社ハイウェイスター　代表取締役　井上　俊次
東京都渋谷区広尾一丁目三番一四号
(乙) 株式会社アイウィル　代表取締役　伊藤　善之